

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画における市の責務)</p> <p>第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。</p> <p>2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> まちづくりは、自主性及び自立性が尊重されるものであり、市として、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めることを規定しています。また、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等への配慮を市の責務としています。</p> <p><第2項> 更に、行政運営の企画立案、実施及び評価について、それぞれの過程における市民参画について定めています。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第18条（まちづくり参画における市の責務）	<p>■審議会等の公募市民無作為抽出型登録制度 市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見等を市政に反映させるため、審議会等の公募市民の無作為抽出による登録制度を実施している。 市民協働・人権、子育て・教育、環境・ごみ減量化、福祉・健康・医療、行政経営・防災、生涯学習・スポーツ、景観・まちづくり、産業・環境の8分野に合計284名に市民に登録いただいた。 平成25年度は、8つの審議会等で当制度を活用し、合計19名の公募市民を選出した。</p> <p>■市民政策提案制度 市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。市民の問題意識に即した事業を実施するとともに、まちづくりに対する市民の当事者意識を醸成することを目的としている。</p> <p>1「市民が市に自発的に提案を行う方法」</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案者の要件 市内に在住、在勤、在学する者10名以上の署名が必要 提案できる内容 市民サービスの向上につながるもの・生駒市の活性化に関わるもの・経費の節減、収入の増加、事務能率の向上など市政運営の改善に役立つもの・その他、まちづくりに関するもの <p>2.「市が市民に政策の提案を求める方法」 市が必要に応じて、提案を求める政策等の目的、提案者の要件、提案できる内容等、提案に必要な事項を公表した上で、市が求める趣旨に合致した提案を募集する。 平成26年4月時点で2件の応募があり、1件を採択した。</p>	<p>多くの方に登録いただいているが、登録期間である2年の間、一度も公募市民として審議会等に参加していただけない場合がある。</p> <p>一定数の市民の総意に基づく提案をより多くの市民に提出いただくため、10名以上の連署が必要であると定めているが、この人数が妥当な要件であるか、今後検証が必要である。</p>	特になし	<p>・18条そのものは特に問題ないと思いますが、運用になると、</p> <p>① 市民の資格（市民ならだれでもよいのか）に問題ないのでしょうか？</p> <p>② （以下の条文も同じですが）本条例の周知をもっと積極的に展開すべきと考えます。</p> <p>・条文・条文解説で変更すべき箇所は特にありません。</p> <p>・参画と協働の指針については、今後もあらゆるチャンネル、機会を利用し理解を深めていく必要があると思います。</p> <p>・条文としては、現行で良い。</p> <p>・市民政策提案について 10名以上の連署でなくても良い内容については、検討できるのでは（28条広聴応答とは別なのか）</p> <p>・観光行政企画には、大学生等の若い方との連携も必要</p> <p>・参画と協働の各種まちづくり参画を行っている団体、グループ、市民の横のつながり・研修を兼ねて年1回位の交流をおこなう。</p> <p>・公募市民、一部事業に係るワークショップだけでなく、より広く市民が参画でき、討議や意見の把握ができる方法を検討、実施すべき。</p>
	<p>■生駒市農業祭について、実行委員会段階から市民参加で企画、立案している。</p> <p>■生駒市農業ビジョン推進懇話会では、策定段階から推進まで市民参加で実施している。</p>		特になし	
	<p>■市内の観光関係の事業代表者に集ってもらい、本市観光行政の企画立案を行っている。</p> <p>■商工会議所・大学・行政の三者が連携して観光行政の立案を行っている。</p>	<p>■今後は観光関係の事業代表者のみならず、商工業の関係者と連携していくことが課題である。</p> <p>■三者の連携において、継続的にできる事業を検討していくことが課題である。</p>	特になし	
	<p>■いこま食育ラウンドテーブル 育児サークル、PTAや健康づくり推進員等の市民団体、生産流通業者、保健所</p>	<p>食育推進にあたり、市民の自主性及び自立性を高めるために、引き続き取組みを進めていく必</p>	特になし	

職員等で構成。食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画である第 2 期生駒市食育推進計画の進捗管理及び計画のシンボルである「わ食の日」の実践に向けての検討・調整の場として位置づけている。	要がある。		
<p>■「いこま塾」「いこま塾まちづくりワークショップ」「まちづくり井戸端会議」の開催</p> <p>自ら積極的にまちづくり活動を行える新たな人材の発掘と育成を目的に、学識経験者などを講師として、幅広い分野から今後の本市のまちづくりに関する知識を習得する連続講座「いこま塾」を開催した。(平成 22,24 年度)</p> <p>また、まちづくりを行うためのコミュニケーションや情報伝達のスキルアップと仲間づくりの手法を学ぶことを目的に、いこま塾の卒塾生を対象に「いこま塾まちづくりワークショップ」を開催した。(平成 23,25 年度)</p> <p>当面は、この 2 年 1 サイクルを基本に、この取組みを継続的に実施し、市民主体のまちづくりを実践していただける市民の皆さんを醸成していきたいと考えている。</p> <p>また、これらの機会を通じて知り合いになられた皆さんが、ざっくばらんに話していただける機会づくりとして、平成 23 年 11 月から毎月 1 回定期的に「まちづくり井戸端会議」を開催している。</p>	都市計画マスタープランの実現に向け、まちづくりをより一層市民と協働で進めるため、まちづくりについての市民の意識を市民参加から市民主導へ誘導する必要がある。	特になし	
<p>■いきいき交流会の実施</p> <p>多くの郊外型住宅地では、高齢化が進むとともに空き家になるケースが多くなってきていることから、空き家対策として、地域コミュニティの活性化を目的にモデル地区(萩の台住宅地)で空き家対策地域交流会を定期的に行っている。</p>	開設当初に比べ、地域の主体性がみられるようになってきたが、地域全体として活性化していくには、時間がかかると思われる。	特になし	
<p>■生駒市景観形成基本計画の策定(H26. 4)</p> <p>策定の際には、景観形成基本計画策定懇話会(当時)及び景観審議会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。</p> <p>周知については、ホームページに掲載した。</p>	広く、市民に周知・啓発すること。	特になし	
<p>■自主学習グループの登録グループの促進</p> <p>■自主学習グループの学習活動を活発にし、人材育成を目指し、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</p> <p>■専門的な知識や経験、技能をお持ちの方やグループに地域で活躍していただくために、まちづくり人材バンクへの登録を促す。</p>	まちづくり人材バンクの登録や活用が活性化されていない分野についての取り組みをすすめる。	特になし	
<p>■参画と協働の指針策定(H25.3)</p> <p>自治基本条例を補完する役割を担い、参画と協働の定義、重要性、効果、協働の形態、協働に適した事業、協働事業を実施する場合の留意点、参画と協働のまちづくりを進めていくための今後の取組についての考え方を記載。</p> <p>策定の際には、市民自治推進会議(当時)及び委員会での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。</p> <p>周知については、自治連合会全体集会での周知、ららポート登録団体等へ周知、職員への研修を実施。</p>	自治基本条例の原則の一つであることから、引き続き取り組みを進めていく必要がある。	特になし	

条 文	解 説
<p>(総合計画等の策定)</p> <p>第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。</p> <p>2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。</p> <p>3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 総合計画は市政運営の指針であり、策定に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。</p> <p><第2項> 都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定することとしています。</p> <p><第3項> 総合計画や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【行政分野ごとの計画】 生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第19条(総合計画の策定)</p>	<p>■第5次総合計画（平成22年3月策定）</p> <p><基本理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民主体のまちづくり 2 自助・共助・公助 3 持続可能な都市経営 <p><総合計画の構成と期間></p> <p>基本構想：平成21年～平成30年度 基本計画：前期（平成21～25年度） 後期（平成26～29年度）</p> <p>策定にあたっては、学識経験者や団体代表、公募市民等で構成する生駒市総合計画審議会における計画案の審議を経て、計画を策定した。</p> <p>■後期基本計画の策定（平成25～26年度）</p> <p>前期基本計画の計画期間満了に伴って、基本計画を見直すため、市長からの諮問に応じて総合計画審議会において審議を重ね、本市の総合計画のあり方について平成25年10月に中間答申がなされるとともに、後期基本計画案の策定が行われた。今後、パブリックコメントの実施を経て最終答申を受けたのち、平成26年6月の策定を予定。</p> <p>■総合計画の進行管理（平成22年度～）</p> <p>第5次総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、平成22年度から総合計画における基本計画の進捗状況を検証している。</p> <p>検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会3～4回の会議を開催し、実施している。</p> <p>進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただき、市民満足度調査結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。</p> <p>検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」として</p>	<p>地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が削除されたが、本市においては、総合計画のあり方について総合計画審議会からまちづくりの基本指針として今後も策定するとの答申を受けたところである。次期基本構想の策定については、従来よりも長期間を前提として計画期間を検討するとともに、自治基本条例との役割分担も踏まえた検討が必要である。</p> <p>また、基本計画の策定については、基本計画と各行政分野ごとの計画の関係や役割について整理し、今後の基本計画のあり方について再度検討していく必要がある。</p> <p>平成22年度より検証を開始しており、庁内にも進行管理は概ね浸透してきているが、依然として各所属により進行管理に対する意欲の差があり、今後も継続的に各所属の会議への出席を求め、全庁的に進行管理を定着させる必要がある。</p> <p>また、行政分野ごとの計画については、今後、進行管理が行われているかどうかを把握し、進行管理の定着に向けた仕組みづくりが今後の課題である。</p>	<p>地方自治法の改正により、総合計画の策定義務が廃止されたことに伴って、「総合計画」という固定的な名称を用いず、「まちづくりの総合指針」という表現に修正する。</p> <p>(総合計画まちづくりの総合指針等の策定)</p> <p>第19条 市は、市民参画の下、まちづくりを進めるための総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画まちづくりの総合指針」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。</p> <p>2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画まちづくりの総合指針に則して策定するものとする。</p> <p>3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。</p> <p>【解説】</p> <p><第1項> 総合計画は市政運営の指針であり、まちづくりの総合指針の策定に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民参画によることとともに、当該計画に基づいて計画的な市政運営に努めることを市に課しています。</p> <p><第2項> 都市計画や環境といった行政分野ごとの計画については、総合計画まちづくりの総合指針に則して策定することとしています。</p> <p><第3項> 総合計画まちづくりの総合指針や行政分野ごとの計画については、計画、実施、評価及び改善のサイクルによる進行管理を的確に</p>	<p>条例そのものの修正は、赤字の修正でいいと思います。しかしここでも、これだけの取り組みがなされていることを市民は知っているでしょうか？</p> <p>○条文・条文解説で変更すべき箇所 基本的には事務局提案で良いと思いますが、まちづくりの総合指針の文言の前後にカギ括弧をつけ、「まちづくりの総合指針」とした方がわかりやすいと思います。（カギ括弧がない場合、文章の主体が、「まちづくり」なのか「総合指針」なのか「まちづくりの総合指針」なのか判りにくいと思います。）</p> <p>○取り組みにおける課題 「まちづくりの総合指針」と「各行政分野ごとの計画」との整合性や評価等について、きめ細かい精査が必要だと思います。</p> <p>・条文としては、現行で良い。 ・行政分野ごとの計画には、現在策定されている分野は全部のせた方が身近でわかりやすい。</p> <p>「まちづくりの総合指針」とは何か。定義（その示すところ、策定手続き等）を明確にした上で条例に位置づけるべき。 各計画の進行管理手法を明確にすべき。進行管理がきっちりできていない計画がある。</p>

ホームページなどで公表している。			行うことで、継続的な事務改善に役立てることとしています。 《既存の法律など》 【行政分野ごとの計画】 生駒市における行政分野ごとの計画としては、「地域防災計画」、「国民保護計画」、「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などがあります。
■地域防災計画の策定 関係行政職員、学識経験者、関係事業者、市民団体代表、公募市民等による防災会議を開催し、地域防災計画の作成及びその実施の促進を行っている。 ■国民保護計画の策定 関係行政職員、学識経験者、関係事業者、市民団体代表等による防災会議を開催し、国民保護計画の作成及びその実施の促進を行っている。	特になし	特になし	特になし
■総合計画に即して「環境基本計画」を策定しており、昨年度は市民・事業者・行政からなる「環境基本計画推進会議」で5年目の見直しを行った。また、「環境基本計画」に基づき、「生駒市エネルギービジョン」を策定した。	策定・見直しにおいて特に課題はなかった。		
■「一般廃棄物処理基本計画見直し」 H22年8月 環境審議会からごみ減量化専門部会に見直し依頼 H23年2月 ごみ減量化専門部会から環境審議会に報告 H23年3月 環境審議会から市長に報告 H23年3月 パブリックコメント 6名16件の意見あり H23年5月 策定 現在、PDCAサイクルによる進行管理	特になし	特になし	特になし
■生駒市子ども・子育て支援事業計画の策定（平成27年3月策定予定） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握したうえで、管内における子ども・子育て支援事業の今後5年間における需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならない。また、計画策定にあつたては、子育ての当事者等の意見を反映するために、条例の定めるところにより、子ども・子育て会議を置くように努めるものとされており、生駒市子ども・子育て会議の委員にも公募市民や幼稚園・保育所の保護者代表等に参加していただいている。	本計画については、計画を策定すれば終わりというわけではなく、引き続き子ども・子育て会議において子育て支援施策の実施状況を調査審議する等、継続的に点検・評価・見直しを行っていく必要がある。	特になし	特になし
■第2期健康いこま21計画の策定（H25.11） 策定にあたり懇話会を開催。公募市民や関係機関の代表者と共に、計画の主旨、方針の理解を得ながら検討した案に対して、パブリックコメントを反映した計画策定に努めた。	策定を目的とした公募参加者の場合、策定後の進行管理までは求めている。進行管理における市民参画が必要かどうか判断しづらい。	特になし	特になし

	<p>■都市計画マスタープランの策定</p> <p>人口減少社会の到来や厳しい行財政状況など、本市を取り巻く環境が大きく変化していることから、将来における適切な対応を図っていく必要があること、また、上位計画である「生駒市総合計画（基本構想）」及び「奈良県都市計画区域マスタープラン」の改定・見直しとの整合を図る必要があることから、平成13年に策定した「生駒市都市計画マスタープラン」の見直し作業を平成20年度から平成22年度までの3ヶ年で行った。</p> <p>見直し作業においては、学識経験者・団体代表・公募市民をメンバーとした「生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会」、「都市計画マスタープラン専門部会」を設置し、市民意識調査等の結果を踏まえ、広く市民参加を行いながら見直し作業を進め、平成23年3月に策定作業が完了した。</p>	<p>都市計画マスタープランの上位計画である第5次総合計画において、5年毎に策定される後期基本計画を平成26年度から新たに策定する必要があることから、その計画の見直しと並行して都市計画マスタープランの見直しを行う必要がある。</p>	<p>特になし</p>	
	<p>■緑の基本計画の策定（H16.9）</p> <p>緑の基本計画は、都市緑地法に基づき生駒市が定めた総合計画の緑に特化した計画である。計画の基本的な考え方は、本市の都市づくり・まちづくり全ての分野にわたる基本方針である「生駒市総合計画」の基本構想を上位計画とし、また、都市計画に関する基本的な方針を定めた「生駒市都市計画マスタープラン」にも整合している。</p> <p>緑の基本計画の基準年次は平成12年とし、目標年次は32年とした20年間の計画。</p> <p>緑の基本計画に基づき、緑の保全及び緑化推進のため、緑の市民懇話会、生垣助成制度、保護樹林・保護樹木制度、樹林地バンク制度、花と緑のボランティア養成講座、市民の森事業、花と緑の景観まちづくりコンテスト、花と緑のわがまちづくり助成制度等の事業を推進している。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	
	<p>■生駒市社会教育基本方針の策定</p> <p>社会教育委員会儀で、生駒市社会教育基本方針を定めており、毎年重点目標を定めて生涯学習推進のための施策を進めている。</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	
	<p>■生駒市スポーツ振興基本計画の策定（H23.3）</p> <p>体力や年齢に関わらず、市民一人ひとりがだれでも興味や目的に応じて、生涯スポーツに親しめる環境をつくるため「生駒市スポーツ振興基本計画」を策定。</p> <p>策定の際には、スポーツ振興審議会（当時）及び生駒市スポーツ振興基本計画案策定会議での委員の意見を反映し、パブリックコメントを実施。</p> <p>周知については、市ホームページへの掲載や、関係団体等への配布、市社会体育施設への設置。</p> <p>基本計画の基本方針や基本目標の達成に向け、スポーツ振興基本計画実施計画、生駒市北部スポーツタウン構想を策定。</p>	<p>基本計画の5つの基本目標を実現するために設定している数値目標の達成に向け、今後取り組みを進めていくとともに、既に達成している目標については、数値目標設定の見直しを図る。</p> <p>本計画内の重要施策「総合型地域スポーツクラブの設置・運営」であるが、地域住民により自主運営されている総合型地域スポーツクラブの認知度や理解度が低いと、今後は、総合型地域スポーツクラブの存在を、より多くの市民に正しく伝えていくことが必要である。</p>	<p>特になし</p>	

条 文	解 説
<p>第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>市は、政策決定の過程や行政活動の内容及び結果を、市民に分かりやすく説明する責任があることを規定しています。この説明責任は、市民が「情報提供を受け、自ら取得する権利」を保障するとともに、市民が「まちづくり参画の権利」を行使する上での前提となるものです。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第20条(説明責任)</p>	<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p>	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18条、19条の指摘に同じです。 ・取り組みにおける課題 状況提供がどの程度浸透しているかについては継続評価する必要があり、不十分さがある場合は、広報計画を再検討することも必要。 ・条文としては、現行で良い。 ・具体的にどのような方法によっており、それをどのように評価しているのか不明。

条 文	解 説
<p>(意思決定の明確化)</p> <p>第 2 1 条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。</p>	<p>意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第 2 1 条(意思決定の明確化)</p>	<p>【行政全般】</p> <p>条文の規定に則り、適切に対応している。</p>	<p>今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条文としては、現行で良い。 ・具体的にどのような方法によっており、それをどのように評価しているのか不明。

条 文	解 説
(行政組織) 第 2 2 条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。	【解説】 市の組織の編成は、社会情勢にすばやく対応していく必要があるため、多様化、高度化する市民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織づくりを市の責務として規定しています。また、分断された縦割り組織の弊害（窓口対応における市民のたらいまわしなど）に対処するため、横断的な連携や調整が必要なことを定めています。

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第 2 2 条(行政組織)	【行政全般】 条文の規定どおり。 横断的な連携や調整を図り情報の共有化を図っている。			・条文としては、現行で良い。 ・行政分野（部局）間の連携が必ずしもできていない場合がある。重要課題についてプロジェクトチームの設置など、総合調整・連携のための工夫が謳われてはいるものの、設置要件等が不明確。
	■主な組織・機構改革 平成 2 4 年 4 月 ・生活安全課を市民部へ、産業振興業務を生活環境部へ移管し、「生活環境部」の名称を「環境経済部」に変更 ・水道局を上下水道部へ名称変更 ・福祉支援課の支援係を支援係と介護予防等を中心とした「予防推進係」に分割 など 平成 2 5 年 4 月 ・福祉健康部を「福祉部」と「こども健康部」へ再編 ・市民活動推進センターを施設として位置付け など 平成 2 6 年 4 月 ・幼稚園に関する事務を教育委員会からこども課へ移管し、学童保育に関する事務をこども課から教育委員会へ移管 ・生涯学習課と施設管理課を統合し、生涯学習課が生涯学習施設の管理を所管 ・開発部を都市整備部に統合 など	市民に分かりやすい組織の名称・体制を整えるとともに、効率的な事務の実行に向けた組織を構築する必要がある。	特になし	

条 文	解 説
<p>第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。</p> <p>2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p>	<p><第1項> 職員の任用及び配置に関する市の責務を定めています。具体的には、地方公務員法の規定に基づき、能力の実証に基づき職員の任用を行うこと及び職員の配置等に当たっては、定期的な勤務実績の評定を行うこととするものです。</p> <p>《既存の法律など》 【地方公務員法】 (任用の根本基準) 第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基いて行わなければならない。 (勤務成績の評定) 第40条 任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。</p> <p><第2項> 市は、地方分権時代に適切に対応できる職員として、その資質及び能力の向上並びに多様な自己研鑽の機会を保障するため、政策研究や各種専門研修の充実に努めなければならないことを規定しています。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第23条(職員政策)	<p>【行政全般】 各所属において、各種専門研修等に派遣し、スキルアップに努めている。</p> <p><第1項> ・全職員への人事評価制度の導入 ・事務職に対する新たな昇給昇格制度の導入 ・保育士・幼稚園教諭に対する新たな昇給昇格制度の導入 ・技能職の昇格制度の見直し ・年功主査の廃止を決定 ・新たな再任用制度の運用(勤務日数選択等) ・新たな任期付職員(特定任期付職員)の制度の整備</p> <p><第2項> ・管理職研修や民間企業等派遣研修など実効性のある職員研修の実施 ・政策形成実践研修の継続実施 ・メンタルヘルス研修の継続実施 ・職員の自発的な研究・相互啓発などへの支援 ・市民と合同による、より実践的なファシリテーション研修の実施</p>	<p>今後も取り組みを進めていく必要がある。</p> <p><第1項> ・人事評価制度、新たな昇格制度とも職員に浸透するまで時間がかかるため、人事評価制度等については、継続的に研修が必要</p> <p><第2項> ・少数精鋭で業務を行っているため、参加者のスケジュール調整が問題</p>	特になし	<p>・条例そのものに関しては特にありませんが職員に求められる資質、その人事評価の方法には課題が多いと思います。どうしたらよいかは一概に言えません。</p> <p>・条文としては、現行で良い。</p>

条 文	解 説
第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。	地方分権の推進に伴い、地域独自の自治に必要な政策条例の制定が求められており、そのための自治立法権と法律等の解釈に関する自治権を活用した法務活動の充実について定めています。

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第24条(法務政策)	<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>■各課から提案される条例、規則についての審査（上位法や他の条例との整合性のチェック、権利を制限したり、義務を課したりする場合の合理的な説明の明確化など）を実施。</p> <p>※地域独自の自治に必要な政策条例の制定については、総務課が主体となるものではなく、関係各課が主体となる。 (例)生駒市まちをきれいにする条例(環境モデル都市推進課) 生駒市空き家等の適正管理に関する条例(建築課) 生駒市景観条例(みどり推進課)</p>	<p>・先進的に制定されている条例や「はやり」の条例をコピーのように本市に置き換えて制定してしまわないよう、制定に至る背景を十分認識しながら、本市に即した課題解決の方法を見出していく必要がある。</p>	特になし。	<p>・条文としては、現行で良い。</p> <p>・要綱による行政指導の範囲を明確にし、必要に応じて条例への移行を検討すべき。（開発指導要綱など）</p>

条 文	解 説
<p>第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><第1項> 市は、生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月25日条例第21号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。 市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、職員の職務に係る法令等の遵守制度の適切な運用を市に課す規定です。</p> <p><第2項> 行政執行の公正を妨げ、市政に対する信頼を損なう行為及び公益に反する恐れのある事実がある場合において、職員の公益目的通報制度の適切な運用を市に課しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》 【生駒市法令遵守推進条例】 （市の責務） 第3条 市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為及び公益目的通報に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。</p> </div>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第25条(法令遵守及び公益目的通報)</p>	<p>(1)職員研修 公正な職務の執行を推進し、また、不当要求行為に対し、組織として毅然とした対応を行い、職員ひとりひとりの法令遵守の意識を高めるため、以下のとおり職員研修を実施した。 H24 「官公庁におけるコンプライアンス」 （係長級向け、弁護士による講演） H25 「不当要求防止責任者講習会」 （管理職向け、県警本部職員による講演）</p> <p>(2)公益目的通報制度 法令遵守推進条例の規定により、法令遵守委員会を公益目的通報の受付及び必要な調査等を行う組織として定め、運用している。 平成22年度～25年度において、実績はない。</p>	<p>(1)、(2)について、条例に基づき、適切に運用している。</p>	<p>特に変更すべき箇所はない。</p>	<p>・ここでも条例そのものに特にありませんが、「必要な措置を講じなければならない」とあります。「その必要な措置」を具体的に例示しないと「どう対処するのか」分らないのではないのでしょうか。</p> <p>・条文としては、現行で良い。</p>

条 文	解 説
第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。	<p>市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するための生駒市行政手続条例（平成9年3月31日条例第2号）を適切に運用しなければならないことを規定しています。</p> <p>《既存の法律など》 【生駒市行政手続条例】 （目的等） 第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第26条(行政手続)	<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p> <p>■各課からの行政手続法や行政手続条例の解釈や運用に係る相談に応じてアドバイスを実施。</p> <p>※行政手続法や行政手続条例の運用については、関係各課がその所管業務について主体的に行うものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民の救済手続の手段の充実・拡大を図るための行政手続法の改正が予定されており、その改正に合わせた適切な運用と、行政手続条例の改正を検討していく必要がある。 	<p>条文解説において行政手続法についての記載がないのはなぜか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特にありませんが、実のところはよく知りません。 ・行政手続法の改正があった場合は、速やかに行政手続条例の改正検討と適切な運用が必要です。 ・条文としては、現行で良い。 ・要綱による行政指導の範囲を明確にし、条例化可能なものはするべき。

条文	解説
<p>第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。</p>	<p>市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力の下、危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第27条(危機管理)</p>	<p>■防災協定の締結 応急復旧、物資供給、医療、廃棄物処理、福祉避難所等について、他の自治体や民間企業等と46件の防災協定を締結している。</p> <p>■避難所運営説明会の開催 大地震発生時の避難所運営について共通の認識を持つために、市職員、施設管理者、自治会長、自主防災会長、民生・児童委員が集まり説明会を各中学校で年1回開催している。</p> <p>■防災訓練の実施 各自主防災会が実施する防災訓練等を支援するとともに、地区自治連合会が実施する防災訓練については共催し、防災知識・技術の習得と共助意識の高揚を図り、市と市民との連携体制を確立している。</p> <p>■医療救護計画 H23.5に生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定」を締結したことを受け、同会から医療救護計画が提出され(H25.12)、救護所における活動等について継続的に協議している。</p>	<p>市民の中には、看護師や介護福祉士、建築士等の資格や、無線やオートバイ免許等、災害時に役立つスキルや道具を持つ人に災害時に協力してもらえるよう人材登録の制度を確立することが次の課題として挙げられる。</p> <p>他機関等との協力を得ていても、人事異動等による体制の変更が行政職員の認識及び行動への影響を及ぼしやすいことから、柔軟かつ速やかな編成が可能な仕組みづくりが必要となる。</p>	<p>特になし</p> <p>特になし</p>	<p>・現実の災害時は、情報や指示命令系統の分断があり得る。その場合の地域の小さい単位での情報共有も大切で、現状の自主防災組織等の充実が望まれる。</p> <p>・条文としては、現行で良い。</p>

条 文	解 説
<p>(広聴応答義務)</p> <p>第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。</p> <p>2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。</p> <p><第2項> 市民との対応を円滑に行うため、記録を作成し、その整理及び保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例に規定する要望等の記録の仕組みを活用するほか、この条例に基づき必要な措置を講じるものとします。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (要望等の記録)</p> <p>第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。</p> <p>2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例施行規則】 (要望等の記録)</p> <p>第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。</p> <p>2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容（以下「記録内容」という。）の確認を求めるように努めるものとする。</p> <p>3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項（要望者が明らかにしない事項を除く。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 要望等を受けた日時 (2) 要望等を受けた方法 (3) 要望等を受けた場所 (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地 (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名 (6) 要望等の件名及び内容 (7) 要望者に対する回答の内容 (8) 要望等への対応の結果 (9) 要望者による記録内容の確認の状況 (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項 (記録内容の報告等) <p>第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長（市長事務部局の公室長若しくは部長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。</p> <p>3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。 (2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第28条(広聴応答義務)	<p>【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。</p>	<p>今後も取り組みを進めていく必要がある。</p>		<p>・条文としては、現行で良い。</p>
	<p>■要望書の受付、市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」、ききみみポスト、たけまるモニター「たけモニ」で意見を収集し、市政に反映している。 要望書は担当課を通じて問題の解決につとめ、実施可能なものはその方法と内容を、市の所管外であるものはその理由を回答している。電子メールでの問い合わせとききみみポストは、回答が必要な場合は担当課から回答し、回答が不要であっても貴重な声として市政の参考にしている。年に1回、広報紙で主な意見の公表をしている。 また、電子メールの回答状況、要望書の回答状況を確認し、必要な対応をとるよう担当課に求めている。</p>	<p>同じ質問や意見が多いときなどは、市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」フォームの上部によくある質問をタイムリーに Q&A 方式で掲載し、共有できる仕組みを作ることや、内容不明瞭の投稿が多いききみみポストの運用方法については検討していく必要があると考える。</p>	<p>特になし</p>	
	<p>■要望等の記録公表制度 生駒市法令遵守推進条例第5条から第9条の規定に基づき、市民からの要望等に対し、適切な対応を行うとともにその概要を適正に記録し公表している。また、公職者等から職員に対し口頭で受けた要望等を記録し、公表することで、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行に寄与している。 年度別の要望等記録件数の実績は以下のとおりである。 H22 207件 H23 171件 H24 152件 H25 173件(H26.2月分まで)</p>	<p>職員が記録する件数が一時減少していたことや、事務負担の増加が懸念されていた。このため、記録等を簡素化するとともに不当要求等は詳細に記述するなど記録の工夫を行ったり、職員に「法令遵守推進制度の手引き」を配布し、記録しやすい環境の整備を行っている。</p>	<p>特になし。</p>	

条 文	解 説
第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。	<p>生駒市法令遵守推進条例において、「要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること」を所掌事項とする法令遵守委員会が設置されており、当該委員会の活用や庁内の連絡調整機能を充実し、政策立案、決定に反映させる仕組みづくりを行うことを定めるものです。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (法令遵守委員会)</p> <p>第16条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、次に掲げる事項を所掌させるため、委員会を置く。</p> <p>(1) この条例の施行に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。</p> <p>(2) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること。</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 委員会は、委員3人をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第29条 (広聴対応)	【行政全般】 条文の規定に則り、適切に対応している。	今後も取り組みを進めていく必要がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例そのものに関しては特にありません。しかし「広聴」は重要です。偏らない市民の「声」を聴くにはもっと多様化、重層化してほしいと考えます。 ・ 条文としては、現行で良い。
	<p>■ 要望書の受付、市ホームページの「ご意見・お問い合わせ」、ききみみポスト、たけまるモニター「たけモニ」で意見を収集し、市政に反映している。</p> <p>要望書は担当課を通じて問題の解決につとめ、実施可能なものはその方法と内容を、市の所管外であるものはその理由を回答している。電子メールでの問い合わせとききみみポストは、回答が必要な場合は担当課から回答し、回答が不要であっても貴重な声として市政の参考にしている。年に1回、広報紙で主な意見の公表をしている。</p> <p>また、電子メールの回答状況、要望書の回答状況を確認し、必要な対応をとるよう担当課に求めている。</p>	同じ質問や意見が多いときなどは、市ホームページの「ご意見・問い合わせ」フォームの上部によくある質問をタイムリーにQ&A方式で掲載し、共有できる仕組みを作ることや、内容不明瞭の投稿が多いききみみポストの運用方法については検討していく必要があると考える。	特になし	
	<p>■ 法令遵守委員会の開催</p> <p>要望等の記録その他要望等への対応の状況について調査し、必要な意見を述べるため、以下のとおり法令遵守委員会を開催した。また、調査の結果及び制度運用に対する意見をまとめた報告書を毎年作成している。</p> <p>H24：6回 H25：5回</p>	課題、問題点等はない。	<p>不当要求行為への対応状況を記録された要望等の内容をみることで、政策立案、意思決定の仕組みに不当な介入がないか確認するために委員会を開催している。いわば、自治基本条例第25条の内容を具体化したものである。したがって、広聴対応を記した自治基本条例第29条とは直接関係がないと考える。条文解説の内容はすべて自治基本条例第25条の条文解説に移すべきである。</p>	

条 文	解 説
第30条 市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。	市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的かつ効率的に活用できるように、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第30条(財政運営の基本方針)			<p>地方自治法の改正により、総合計画の策定要件が廃止されたことに伴って、「総合計画」という固定的な名称を用いず、「まちづくりの総合指針」という表現に修正する。</p> <p>(財政運営の基本方針) 第30条 市長は、総合計画まちづくりの総合指針を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>【解説】 市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画まちづくりの総合指針やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的かつ効率的に活用できるように、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくりの総合指針」の前後にカギ括弧を付けた方がわかりやすいように思います。 ・「中・長期」の文言を削除するとすれば、解説文に「一定期間中に」とあることから、「一定期間中の財務計画を定め」とした方がその後の条文が、行政評価を踏まえてと文章が続くことから、評価のための期間が明確にあることも表現する必要があると思います。 ・条文としては、現行で良い。 ・まちづくりの総合指針については第19条に同じ。
	<ul style="list-style-type: none"> ■財政計画に基づく財政指標の適正管理と中期財政計画の策定と公表 ■歳入・歳出の資金需要を的確に把握した余裕資金の運用による一時借入の抑制 ■基金を適正に管理、運用した基金利息の確保による一時借入の抑制 	特になし	<p>財政計画についても、中・長期の期間を削除し、柔軟性を持たせた表現に修正する。</p> <p>(財政運営の基本方針) 第30条 市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p>	

条 文	解 説
<p>第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。</p>	<p><第1項> 第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や、経営資源（人・モノ・カネ・情報）を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。</p> <p><第2項> 地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》 【地方自治法】 （予算の執行及び事故繰越し） 第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 （予算の執行及び事故繰越し） 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。</p> <p>(1) 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。 (2) 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。 ※予算の配当とは、地方公共団体の長が予算執行の担当の各部課に対して行なう執行限度の承認のこと。 (3) 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。 2 前項第3号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。</p> <p>【生駒市予算規則】 （予算成立の通知） 第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。</p> <p>（予算の執行方針） 第9条 市長は予算成立後、直ちに予算の執行方針を定め、課長に通知するものとする。</p> <p>（予算執行計画） 第9条の2 課長は、8条の規定により通知を受けたときは、前条の予算の執行方針に基づき、速かにその所掌事務に係る予算について予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。 2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。 3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。</p> </div> <p><第3項> 予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第31条(予算編成、執行及び決算)</p>	<p>■実施計画の策定 実施計画は、各分野で抱えている課題や推進すべき取り組みなどを体系的に捉え、目的や事業の概要、今後3年間のスケジュール、事業費などを確認しながら計画的に進めていこうとするものであり、その内容は、次年度の予算案に盛り込まれる。 3年間の中期計画を毎年度ローリング方式で策定した。</p> <p><策定のスケジュール> 7月：各担当課で実施計画案の作成 ↓ 8～10月：ヒアリング ↓ 3月：公表</p>	<p>総合計画審議会から、総合計画を2層構成に見直し、3層目を構成していた実施計画の策定を取りやめる主旨の答申を受けたことに伴って、今後、予算編成の前裁きとしての新たな仕組みを構築する必要がある。</p> <p>また、PDCA サイクルマネジメントにより総合計画を進行管理していくうえで、進捗状況の検証結果をシステムティックに予算に反映する仕組みづくりが必要である。</p>	<p>実施計画が廃止されることおよび総合計画(まちづくりの総合指針)の進行管理を進めていくことから、下記のとおり修正する。</p> <p>(予算編成、執行及び決算) 第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画まちづくりの総合指針の進捗状況及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。</p> <p>【解説】 <第1項> 第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画まちづくりの総合指針の進捗状況及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源(人材、自然、歴史、文化、地域活動など)や、経営資源(人・モノ・カネ・情報)を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。</p>	<p>・「まちづくりの総合指針」前後にカギ括弧を付けた方がわかりやすいと思います。</p> <p>・条文としては、現行で良い。</p> <p>・実施計画は将来を語り、進捗状況は過去を語るものであり代替できない。実施計画を廃止する場合には代替可能なものが必要。</p>
	<p>■予算編成方針の公表 ■予算枠配分導入 (効果) 事業の優先順位をより理解している各部局へあらかじめ予算枠を配分し、その範囲内で各部局が予算編成をすることにより、取捨選択が行いやすくスムーズな予算編成が可能となる。 ■ホームページに査定表、予算の概要、予算書などを公表 ■広報誌(4月)に新年度の予算と事業を掲載</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	

条 文	解 説
<p>第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p>	<p>市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。</p> <p>《既存の法律など》 【地方自治法】 (担当事務) 第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 (6) 財産を取得し、管理し、及び処分すること。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第32条(財産管理)	■7月と11月の年2回、市有財産の状況を公表	特になし	特になし	・条文としては、現行で良い。
	■公有財産については、台帳を紙ベースで管理し、試行的に電算管理を行っている。年2回各課から土地及び建物の移動状況の報告を受け公有財産台帳に反映し、広報紙で公表している。	現在、紙ベースで管理しているものを電算管理を本格的に行い、速やかに情報公開に対応できるようにする。	特になし	

条 文	解 説
<p>第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、この条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分かりやすく公表する必要性を規定しています。</p> <p>また、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】 (財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> <p>【財政状況の公表に関する条例】 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。</p> </div>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第33条(財政状況の公表)	<p>■「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙で歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表</p>	特になし	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の広報での歳入歳出予算等はわかりやすくなっています。 ・条文としては、現行で良い。

条 文	解 説
<p>(行政評価)</p> <p>第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、市民参画による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善・見直し）」のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p><第2項> 評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p><第3項> 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行ってまいります。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第34条(行政評価)</p>	<p>■総合計画の進行管理（平成22年度～）</p> <p>第5次総合計画の適切な進行管理を行うに当たり、平成22年度から総合計画における基本計画の進捗状況を検証している。</p> <p>検証は、総合計画審議会において三部会に分かれて、各部会3～4回の会議を開催し、実施している。</p> <p>進行管理では、学識経験者や一般公募の市民の方々に参加いただき、市民満足度調査結果や指標の動向等を中心に総合計画の進捗状況を検証し、今後の取組の方向性等について意見をいただく。</p> <p>検証結果は、「総合計画進行管理検証報告書」としてホームページなどで公表している。</p> <p>■部の仕事目標</p> <p>1 実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図ること ・職員が目標を共有して、職務に励むことにより、組織としても力を最大限に引き出すこと ・本市が取り組む事業やその成果を分かりやすく説明すること <p>2 位置付け</p> <p>市長のマニフェスト及びこれを反映した第5次総合計画に沿って予算編成が行われ、毎年度の施政方針で市民などに明らかにしている。その施政方針を具体化するために、組織として本市が取り組む事業やその成果を明</p>	<p>平成22年度より検証を開始しており、庁内にも進行管理は概ね浸透してきているが、依然として各所属により進行管理に対する意欲の差があり、今後も継続的に各所属の会議への出席を求め、全庁的に進行管理を定着させる必要がある。</p> <p>行政分野ごとの計画については、今後、進行管理が行われているかどうかを把握し、進行管理の定着に向けた仕組みづくりが今後の課題である。</p> <p>また、進行管理にあたって進捗状況の評価を行っているが、公募市民委員にあっては、各分野の基礎的な知識や現状認識を十分に持ち合わせていないことから、適切な評価やバランスのとれた意見を提言することは困難であり、市民感覚による評価だけでなく、不足する部分を各行政分野に精通する専門的知識を有する者も加えて評価することが有効。</p> <p>各部によって、設定する目標の実現度合いや厳密な評価基準が統一されていないことが課題。目標を低く設定するか高く設定するかその設定の仕方により、達成度も変わってくる。</p>	<p>下記のとおり修正 (行政評価)</p> <p>第34条 市長は、総合計画まちづくりの総合指針等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、市民参画や専門的知識を有する者による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。</p> <p>【解説】</p> <p><第1項> 各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善・見直し）」のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p><第2項> 評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p><第3項> 行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記とおりで良いと思います。 ・条文としては、現行で良い。 ・まちづくりの総合指針については第19条に同じ。 ・総合計画進行管理検証のみならず、個別事業に係る事業評価の実施が必要。

	<p>らかにするもの。</p> <p>3 自己評価 年度末に自己評価を行い、その結果を市民に公表する。</p>		<p>シヨンプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画や専門的知識を有する者による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。</p>	
--	---	--	---	--

条 文	解 説
<p>(外部監査)</p> <p>第 3 5 条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。</p>	<p>【解説】</p> <p>市には、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を監査するための執行機関として監査委員が置かれていますが、都道府県、政令市、中核市には、外部の専門家が監査を行う外部監査制度が導入されています。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体が外部の専門家と個々に契約して監査を受ける制度で、地方公共団体に属さない者が地方公共団体と契約を結んで監査を行うことによって独立性を強化し、一定の資格等を有する専門家に限って契約できることとすることによって専門性を強化することとされたものです。本市は、この地方自治法上の実施対象ではありませんが、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施するとしており、この条例施行後にその内容を検討することになります。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第 3 5 条(外部監査)</p>	<p>■公認会計士、弁護士等第三者(専門家)による外部監査の手法や効果、さらには監査委員のあり方について、地方自治法の一部改正も含めて、国(総務省)で検討が行われているところであり、現在それらの情報収集を行っている状況である。</p>	<p>現行の外部監査制度は、外部監査人自らが特定のテーマを設定することや、監査委員の事務と重複する点等が指摘されている。そのため、平成 25 年 3 月に、総務省の「地方公共団体の監査制度に関する研究会」が「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」を公表した。その中で、より効率的で専門的、なおかつ市から独立した監査制度を模索した結果として、「監査サポート組織」の創設及び監査委員制度の見直しについて言及がなされた。しかし、組織の機能は何なのか、外部監査の主体が従来通り公認会計士等であるのか等詳細は具体的に決まっていない。なお、平成 25 年度に包括外部監査を実施した市の数は 69 団体(うち任意導入 7 団体)であった。(全国都市監査委員会調べ)</p>	<p>特に変更すべき箇所はない。</p>	<p>・条文としては、現行で良い。</p>